

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新 旧 対 照 表 (案)

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P3	<p>第1編 総則 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (3) 避難の勧告、指示の代行を行う。</p>	<p>第1編 総則 第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (3) 避難の勧告、指示を代行することができる。</p>	地震災害対策計画と内容及び表現を統一する。 (防災局)
P5	<p>3 指定地方行政機関 東海財務局 (4) 災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p>	<p>3 指定地方行政機関 東海財務局 (4) <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における</u>災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。</p>	防災業務計画に合わせた字句修正 (東海財務局)
P7	<p>大阪航空局中部空港事務所 (4) <u>高層建築物その他の障害物と航空機の衝突を防止するため、航空障害灯及び昼間障害標識の設置に関する指導監督を行う。</u> (5) <u>関係機関と連携して、遭難航空機の捜索及び救助を行う。</u> (6) ~ (9) (略)</p>	<p>大阪航空局中部空港事務所 (削除) (4) <u>遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。</u> (5) ~ (8) (略)</p>	地震災害対策計画と内容及び表現を統一する。 (大阪航空局) 同上 (大阪航空局)
P7	<p>名古屋地方気象台 (2) <u>気象、地象(地震及び火山現象を除く)高潮、波浪、洪水についての予報及び警報を公表し、関係機関に通報するとともに報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するように努める。</u> (3) <u>木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動に適合する予報及び警報を公表する。</u> (4) <u>新川について愛知県と共同して、洪水についての水防活動に適合する予報及び警報を公表する。</u></p>	<p>名古屋地方気象台 (2) 気象、地象、<u>水象</u>についての警報及び注意報等を発表する。 (3) <u>木曽川、長良川、庄内川(矢田川含む)、矢作川、豊川及び豊川放水路について中部地方整備局と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を公表する。</u> (4) <u>新川、天白川、日光川、境川・逢妻川</u>について愛知県と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を公表する。</p>	用語の整理 中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して発表する洪水予報を行う河川に矢田川を追加するため。ただし、庄内川洪水予

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P8	<p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位、<u>水象</u>について観測する。</p>	<p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 降雨、河川水位<u>など</u>について観測する。</p>	<p>報に含めて行うため、括弧書きとする。(発表開始時期：平成 20 年 6 月頃)</p> <p>知事と名古屋地方気象台が共同して発表する洪水予報を行う河川を追加する。(追加河川：天白川、日光川、境川・逢妻川) (発表開始時期：平成 20 年 6 月 1 日から) (名古屋気象台)</p> <p>用語の整理 (中部地方整備局)</p>
P9	<p>5 指定公共機関</p> <p>日本郵政公社</p> <p>(1) <u>被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。</u></p> <p>(2) <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とした小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を行う</u></p> <p>(3) <u>郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いを行う。</u></p> <p>(4) <u>被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除を行う。</u></p> <p>(5) <u>被災地域の地方公共団体の申請に応じ、簡易保険資金の短期融資を行う。</u></p>	<p>5 指定公共機関</p> <p>郵便事業株式会社</p> <p><u>災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p>(1) <u>被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u></p> <p>(2) <u>被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p>(3) <u>被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金</u></p>	<p>郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画 (H19.10.1) 第2編第3章 第11節 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P10	<p>(6) 加入者福祉施設に対する災害救護活動の要請を行う。 (7) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。 (8) 被災地の実情に応じ、病院等から医療救護班を派遣する。 (9) 民間災害救護団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・分配に関すること。</p> <p>日本赤十字社 (3) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、日用品セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。 (4) 血液製剤の確保と供給を行う。</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 治山対策 第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策 3 実施内容 (4) 災害時要援護者関連施設における防災体制の整備 イ 市町村は施設の管理者に対して、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。なお、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の発表(平成19年9月開始予定)が開始された場合は、これを警戒基準に変わるものとする。</p> <p>(資料) ・治山事業実施区域……………(付属資料第1-5)</p>	<p>免除を実施するものとする。 (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。</p> <p>郵便局株式会社 <u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</u></p> <p>日本赤十字社 (3) 血液製剤の確保と供給を行う。 (4) 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。</p> <p>第2編 災害予防計画 第2章 治山対策 第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策 3 実施内容 (4) 災害時要援護者関連施設における防災体制の整備 イ 市町村は施設の管理者に対して、<u>土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>び援護対策 (郵便事業株) (郵便局株)</p> <p>配布する物資の変更及び地震編と表現を統一する。 (日赤)</p> <p>土砂災害警戒情報発表が開始されたため。 (建設部)</p> <p>治山事業は、山地災害危険地区内で実施しており、治山事業実施区域と</p>
P19	<p>(4) 災害時要援護者関連施設における防災体制の整備 イ 市町村は施設の管理者に対して、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。なお、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の発表(平成19年9月開始予定)が開始された場合は、これを警戒基準に変わるものとする。</p> <p>(資料) ・治山事業実施区域……………(付属資料第1-5)</p>	<p>(4) 災害時要援護者関連施設における防災体制の整備 イ 市町村は施設の管理者に対して、<u>土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>土砂災害警戒情報発表が開始されたため。 (建設部)</p> <p>治山事業は、山地災害危険地区内で実施しており、治山事業実施区域と</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P21	<p>表2 災害時要援護者関連施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条に基づく施設 <u>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</u></p> <p><u>知的障害者援護施設</u> 知的障害者福祉法（昭和35年3月31日法律第37号）第5条に基づく施設 <u>知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム</u></p>	<p>表2 災害時要援護者関連施設 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）第5条に基づく施設 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設</p> <p><u>障害者支援施設</u> <u>障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）第5条に基づく施設</u> <u>施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設</u></p> <p><u>身体障害者更生援護施設</u> <u>障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第41条に基づく施設</u> <u>旧身体障害者福祉法に規定されていた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設</u></p> <p><u>知的障害者援護施設</u> <u>障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第58条に基づく施設</u> <u>旧知的障害者福祉法に規定されていた知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮</u></p> <p><u>精神障害者社会復帰施設</u> <u>障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）附則第48条に基づく施設</u> <u>旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されていた精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、</u></p>	<p>いう表現がないため。 （農林水産部）</p> <p>「障害者自立支援法」の施行（H18.4.1施行）並びに「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部改正（H18.4.1施行）に伴い障害者施設の規定が変更されたため。ただし、5年間の経過措置による旧施設種別による施設についても併記。 （健康福祉部）</p>

風水害等災害対策計画

現 行	改 正 案	
<p> <u>医療提供施設</u> 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2のに基づく施設 (略) </p> <p> <u>幼稚園</u> 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第77条に基づく幼稚園 (略) </p> <p> <u>その他</u> イ 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第71条に基づく施設 (略) </p> <p> 第3章 砂防対策 3 実施内容 (4) 総合土砂災害対策 (略)このため、<u>土砂災害に対して警戒又は避難を行うための基準となる雨量の参考値を定め、雨量観測施設を設置し、土砂災害監視システムにより土砂災害予警報情報を市町村に配信することにより、災害の防止・軽減に努めてきたが、</u>今後は、名古屋地方気象台と連携した土砂災 </p>	<p> <u>精神障害者福祉工場</u> </p> <p> <u>障害者福祉サービス事業所</u> 障害者自立支援法(平成17年11月7日法律第123号)第5条に基づき行う事業所 <u>居宅介護、重度訪問介護、行動援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設</u> </p> <p> <u>医療提供施設</u> 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の2のに基づく施設 (略) </p> <p> <u>幼稚園</u> 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第22条に基づく幼稚園 (略) </p> <p> <u>その他</u> イ 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第72条に基づく施設 (略) </p> <p> 第3章 砂防対策 3 実施内容 (4) 総合土砂災害対策 (略)このため、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。 (略) </p>	<p> 学校教育法の一部改正のため。 (教育委員会) </p> <p> 土砂災害警戒情報発表が開始されたため。 (建設部) </p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案		
P23	<p><u>害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。</u> (略)</p> <p>4 関連調整事項</p> <p>(3) <u>土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供し、市町村地域防災計画に登載する等土砂災害危険箇所が関係地域住民へ周知徹底されるよう、関係市町村への指導を考慮する。とりわけ、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備を推進するため、次の内容について、関係市町村への指導を含め考慮する。</u></p> <p><u>ア 警戒又は避難を行うべき基準の設定及び市町村地域防災計画への登載</u></p> <p><u>イ 適切な避難方法の周知</u></p> <p><u>ウ 適切な避難所及び避難経路の選定、周知</u></p> <p><u>エ 土砂災害監視システムによる情報の収集・伝達体制の確立</u></p> <p><u>オ 防災意識の普及及び避難訓練</u></p> <p>(4) <u>土砂災害監視システムにより警戒又は避難を行うための雨量の参考値を市町村へ提供するが、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の発表開始(平成19年9月開始予定)後は、これに関連した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。</u> <u>土砂災害警戒情報発表開始後(平成19年9月開始予定)</u> (「土砂災害監視システムの概念図」は省略)</p> <p>(資料)</p> <p>・<u>治山事業実施区域</u>……………(付属資料第1-5)</p>	P23	<p>4 関連調整事項</p> <p>(3) <u>土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する資料を関係市町村へ提供するとともに警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどを関係市町村へ指導する。</u> <u>市町村は、警戒避難体制について市町村地域防災計画に位置づけ、その推進に努めるものとする。</u></p> <p>(4) <u>土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(「土砂災害監視システムの概念図」は修正するが省略)</p> <p>(資料)</p> <p>(削除)</p>	<p>平成19年12月14日付国河砂第57号国交省河川局砂防計画課長通知「土砂災害の警戒避難体制に関する地域防災計画の修正について」に基づく国の指導による。 (建設部)</p> <p>土砂災害警戒情報の発表が開始されたことによる。 (建設部)</p> <p>土砂災害警戒情報発表が開始されたため。 (建設部)</p> <p>治山事業は、山地災害危険地区内で実施しており、治山事業実施区域という表現がない</p>
P24		P24		

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P32	<p>第10章 防災建造物整備対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 防災拠点施設の屋上の番号標示</p> <p>県は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に実施できるように県庁及び<u>県事務所</u>の屋上に番号標示を行う。</p> <p>なお、今後、市町村役場等の屋上においても、同様の整備に努める。</p>	<p>第10章 防災建造物整備対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 防災拠点施設の屋上の番号標示</p> <p>県は、災害発生時において、ヘリコプター等航空機による空からの情報収集活動が、効率的に実施できるように県庁及び<u>県民事務所・山村振興事務所</u>の屋上に番号標示を行う。</p> <p>なお、今後、市町村役場等の屋上においても、同様の整備に努める。</p>	<p>め。 (農林水産部)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p>
P40	<p>第15章 ライフライン施設対策</p> <p>第2 電力</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 設備面の対策</p> <p>ア 発・変電設備</p> <p>発・変電設備は、地盤の強度や機器等の耐震性を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</p>	<p>第15章 ライフライン施設対策</p> <p>第2 電力</p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 設備面の対策</p> <p>ア 発・変電設備</p> <p>発・変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。</p>	<p>風水害等にあつては、機器等の耐震性は直接関係ない (中部電力)</p>
P50	<p>第20章 道路災害対策</p> <p>1 方針</p> <p>トンネル、橋梁等の<u>道路建造物</u>の被災等による…(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 道路管理者は、道路パトロールカー等により<u>道路建造物</u>の定期的な点検を行い、事故防止に努める。</p>	<p>第20章 道路災害対策</p> <p>1 方針</p> <p>トンネル、橋梁等の<u>道路構造物</u>の被災等による…(略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 道路管理者は、道路パトロールカー等により<u>道路構造物</u>の定期的な点検を行い、事故防止に努める。</p>	<p>一般的な用語に修正 (中部地方整備局)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P56	<p>第25章 林野火災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 林野パトロール</p> <p>林野火災の未然防止及び早期発見を図るための<u>森林保全巡視員</u>を設置する。</p> <p>特に林野火災の多発時期にはパトロールを強化するとともに指導啓発をあわせて行う。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 関係職員の研修指導</p> <p>予防対策、消火対策のより万全を期するため、<u>森林保全巡視員</u>、森林組合職員等関係者に指導研修を行う。</p>	<p>第25章 林野火災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 林野パトロール</p> <p>林野火災の未然防止及び早期発見を図るための<u>森林保全推進員</u>を設置する。</p> <p>特に林野火災の多発時期にはパトロールを強化するとともに指導啓発をあわせて行う。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 関係職員の研修指導</p> <p>予防対策、消火対策のより万全を期するため、<u>森林保全推進員</u>、森林組合職員等関係者に指導研修を行う。</p>	<p>森林保全管理事業実施要領により巡視員ではなく推進員と規定されているから。 (農林水産部)</p>
P62	<p>第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</p> <p>とくに、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を努めるために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。</p> <p>また、地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。</p> <p>なお、市町村と地下空間の管理者等が拳動して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。</p>	<p>第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 避難体制の確立</p> <p>地下空間の管理者は、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導の計画等の整備に努める。</p> <p>とくに、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者においては、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を努めるために必要な措置に関する計画を作成し、これを公表する。</p> <p>また、地下鉄、地下街、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。</p> <p>なお、市町村と地下空間の管理者等が拳動して、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。</p> <p><u>併せて、市町村においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者から、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画について、報告を求めるものとする。</u></p>	<p>水防法第15条3項に基づく市町村長への報告義務の追加 (平成17年5月2日改正) (中部地方整備局)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P75	<p>第33章 企業防災の促進</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、(略)</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果す役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p>	<p>第33章 企業防災の促進</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>2 企業防災の促進</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時の企業の果たす役割が十分に実施できるよう、(略)</p> <p>第2節 対策</p> <p>1 企業の取組</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、(略))</p>	<p>字句の修正 (産業労働部)</p> <p>字句の修正 (産業労働部)</p>
P81	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 防災組織</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</p> <p>すべて削除し、別紙のとおり修正する。</p>	<p>防災体制の見直し・強化を行ったことに合わせ記述を変更する。 (防災局)</p>
P84	<p>第2章 防災活動</p> <p>第1 通信連絡</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 防災行政無線網の使用</p> <p>県が設置する防災行政無線網は、防災行政事務遂行の中核施設として、災害情報の収集伝達のためこれを使用する。</p> <p>また、県は、緊急対策として県庁舎及び県東三河事務所に隣接して設置した耐震通信施設 (略)</p>	<p>第2章 防災活動</p> <p>第1 通信連絡</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 防災行政無線網の使用</p> <p>県が設置する防災行政無線網は、防災行政事務遂行の中核施設として、災害情報の収集伝達のためこれを使用する。</p> <p>また、県は、緊急対策として県庁舎及び東三河県民事務所に隣接して設置した耐震通信施設 (略)</p>	<p>県組織の見直し (総務部)</p>
P87	<p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため、西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置(ku-1ch)を一部の市町村役場や学校等に設置し、孤立防止を図っているため、各事務所(支部)、地方機関においては、(略)</p>	<p>(3)~(5) (略)</p> <p>(6) 孤立防止用無線電話等の使用</p> <p>災害時においては、交通手段、通信手段の途絶により、特に郡部において孤立地区の発生が予想されるため、西日本電信電話株式会社では、超小型衛星通信装置(ku-1ch)を一部の市町村役場や学校等に設置し、孤立防止を図っているため、各県民事務所、地方機関においては、(略)</p>	<p>県組織の見直し (総務部、防災局)</p>

風水害等災害対策計画

	現 行	改 正 案
<p>P88 (7)～(8) (略)</p> <p>(9) 郵政業務の応急措置</p> <p><u>ア 郵便局の窓口業務の維持</u></p> <p><u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等、被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</u></p> <p><u>イ 郵便の運送、確保</u></p> <p><u>(ア) 被災地における郵便の運送、集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様と規模に応じて、運送、集配の経路又は方法の変更、随時運送、集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。</u></p> <p><u>(イ) 災害時において、重要な郵便物の送達の確保、交通の途絶等のため、やむを得ないと認められるときには、災害の規模、郵便事業施設の被災状況に応じて、地域及び期間に限りて郵便の運送、集配便数を減便し、又は運送、集配業務を休止する。</u></p>	<p>(7)～(8) (略)</p> <p>(9) 郵便業務の応急措置</p> <p><u>ア 郵便事業株式会社の措置</u></p> <p><u>(ア) 郵便物の送達の確保</u></p> <p><u>a 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>b 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限りて郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。</u></p> <p><u>(イ) 支店の窓口業務の維持</u></p> <p><u>災害時において、被災地における支店の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった支店について、仮社屋急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。</u></p> <p><u>a 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。</u></p> <p><u>b 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>c 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。</u></p> <p><u>イ 郵便局株式会社の措置</u></p> <p><u>窓口の維持</u></p> <p><u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るために、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置</u></p>	<p>郵便事業株式会社・郵便局株式会社防災業務計画 (H19.10.1) 第2編第3章 第10節</p> <p>1 郵便物の送達の確保</p> <p>2 窓口業務の維持</p> <p>第11節</p> <p>災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (郵便事業(株) (郵便局(株)))</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案		
P92	<p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 気象警報等の伝達体制</p> <p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽川（中流・下流）・長良川（下流）・<u>庄内川</u>・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 <p>（図中）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">中部地方整備局 （略） 庄内川河川事務所（庄内川）</p> </div>		<p><u>を講ずる。</u></p> <p>第2 情報の収集・伝達</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 気象警報等の伝達体制</p> <p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曽川（中流・下流）・長良川（下流）・<u>庄内川（矢田川含む）</u>・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報 <p>（図中）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">中部地方整備局 （略） 庄内川河川事務所 （庄内川・矢田川）</p> </div>	<p>中部地方整備局と名古屋地方気象台が共同して発表する洪水予報を行う河川に矢田川を追加するため。ただし、庄内川洪水予報に含めて行うため、括弧書きとする。（発表開始時期：平成20年6月頃） (建設部)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P93	<p>b知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・新川洪水予報</p>	<p>b知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・新川・天白川・日光川・境川・逢妻川洪水予報</p>	<p>知事と名古屋地方気象台が共同して発表する洪水予報を行う河川を追加する。(追加河川：天白川、日光川、境川・逢妻川) (発表開始時期：平成20年6月1日) (建設部)</p>
P94	<p>(ウ) 水防警報の伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣の発表する水防警報 ・木曾川水防警報 (図中) 関係事務所</p> <p>・長良川水防警報 (図中) 関係事務所</p> <p>・庄内川・矢田川・八田川水防警報 (図中) 関係事務所 水防事務組合 (矢田川・八田川水防警報を除く)</p>	<p>(ウ) 水防警報の伝達系統</p> <p>a 国土交通大臣の発表する水防警報 ・木曾川水防警報 (図中) 関係県民事務所</p> <p>・長良川水防警報 (図中) 関係県民事務所</p> <p>・庄内川・矢田川水防警報 (図中) 関係県民事務所 水防事務組合 (矢田川水防警報を除く)</p>	<p>県組織の見直し (総務部)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> <p>八田川が知事が発表する水防警報河川に指定換えされたため (建設部)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P95	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作川水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作川水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所</u> 	県組織の見直し (総務部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川・豊川放水路水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川・豊川放水路水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所・山村振興事務所</u> 	
	b 知事の発表する水防警報 <ul style="list-style-type: none"> ・新川水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	b 知事の発表する水防警報 <ul style="list-style-type: none"> ・新川水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所</u> 	県組織の見直し (総務部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・天白川水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・天白川・八田川水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所</u> 	知事が発表する水防警報河川に八田川・境川・逢妻川を平成 20 年 6 月 1 日から追加する。 (建設部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・日光川水防警報 (囙中) <u>関係事務所</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・日光川水防警報 (囙中) <u>関係県民事務所</u> ・境川・逢妻川水防警報 <div style="margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 愛知県 (知立建設事務所) </div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → <u>関係県民事務所</u> → <u>関係建設事務所</u> → <u>関係市</u> </div>	

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P96	<p>・伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸水防警報 (図中) 関係事務所</p> <p>(I)水位情報周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) a 国土交通大臣が通知する水位情報周知河川(避難判断推移(特別警戒水位)) ・矢田川・八田川</p> <p>b 知事が通知する水位情報周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) ・天白川・矢田川・香流川・内津川・扇川・山崎川 (図中) 関係事務所 河川工事事務所(矢田川、内津川)</p> <p>・五条川 (図中) 関係事務所 河川工事事務所</p> <p>・日光川</p>	<p>・伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸水防警報 (図中) 関係県民事務所</p> <p>(I)水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) (削除)</p> <p>知事が通知する水位周知河川(避難判断水位(特別警戒水位)) ・矢田川・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川 (図中) 関係県民事務所 (削除)</p> <p>・五条川 (図中) 関係県民事務所 (削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>組織の見直し (総務部)</p> <p>矢田川が水位周知河川から洪水予報河川へ変更、及び、八田川が知事が通知する水位周知河川に指定換えされたため (建設部)</p> <p>天白川の洪水予報河川指定及び八田川の知事管理移管 (建設部) 県組織の見直し (総務部)</p> <p>県組織の見直し (総務部)</p> <p>日光川の洪水予報河川指定 (建設部)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P97	<ul style="list-style-type: none"> ・蟹江川 (図中) 関係事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・蟹江川 (図中) 関係県民事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・蟹江川 (図中) 関係事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・蟹江川 (図中) 関係県民事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川・乙川・広田川 (図中) 関係事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・矢作古川・乙川・広田川 (図中) 関係県民事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・境川・逢妻川 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-right: 10px;"> 愛知県 (知立建設事務所) </div> <ul style="list-style-type: none"> → 名古屋地方気象台 → 関係事務所 → 関係建設事務所 → 関係市町 	<ul style="list-style-type: none"> (削除) 	<ul style="list-style-type: none"> 境川、逢妻川の洪水予報河川指定 (建設部)
	<ul style="list-style-type: none"> ・籠川・逢妻女川 (図中) 関係事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・籠川・逢妻女川 (図中) 関係県民事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)
P98	<ul style="list-style-type: none"> ・音羽川・柳生川・梅田川 (図中) 関係事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・音羽川・柳生川・梅田川 (図中) 関係県民事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)
	(2)情報の一般的収集、伝達系統 (「情報の一般的収集伝達系統図」 中) 県事務所 県事務所 (保健所)	(2)情報の一般的収集、伝達系統 (「情報の一般的収集伝達系統図」 中) 県民事務所・山村振興事務所 保健所	<ul style="list-style-type: none"> 県組織の見直し (総務部)

風水害等災害対策計画

現 行

改 正 案

P100

< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内			本庁舎6階災害情報センター		
勤 務 時 間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)			052-971-7104 (情報統括部 人・住家被害情報係) 052-971-7105 (指令部 総務係) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2526 (火災) 内線 2524 (危険物) 内線 2523 (救急・救助)	052-971-7104 (情報統括部 人・住家被害情報係) 052-971-7105 (指令部 総務係) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務係) 内線 5312~5314 (人・住家被害情報係) 内線 5309~5311 (広報係) 内線 5318~5320 (道路・河川情報係) 内線 5321~5323 (情報整理係) 内線 5315~5317 (部門別被害情報係) 内線 5325 (気象情報係) 内線 5306 (災害調査係)	
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内)			052-971-7103 052-971-7106		
	防災行政無線	600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2526 (火災) 600-2524 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360-1362 (統括係) 600-1364 (人・住家被害情報係) 600-1363 (広報係) 600-1366 (道路・河川情報係) 600-1367 (情報整理係) 600-1365 (部門別被害情報係) 600-1368 (気象情報係) 600-1362 (災害調査係)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514、1515		
勤 務 時 間 外	NTT	052-951-8647 (通信グループ) 052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ)			同上		
	防災行政無線	600-1130 (6階災害対策課通信グループ)			同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-1517			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					

< 県への連絡先 >

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備	
		本庁舎2階防災局内			本庁舎6階災害情報センター		
勤 務 時 間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2549 (火災) 内線 2548 (危険物) 内線 2523 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6195 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)			052-971-7104 (情報部 情報班) 052-971-7105 (総務部 総務班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302~5304 (総務係) 内線 5325~5326 (総務係) 内線 5309~5311 (広報係) 内線 5322~5323 (情報整理係) 内線 5318~5321 (情報班) 内線 5312~5314 (情報部方面班) 内線 5315~5317 (情報部公共機班) 内線 5324 (情報班) 内線 5327~5328 (運用班) 内線 5329~5330 (運用班) 内線 5331 (運用班)		
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内(災害・特殊災害)) 052-961-3622 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内(救急・救助)) 052-954-6994 (1階消防保安課内(火災・危険物))			052-971-7103 052-971-7106		
	防災行政無線	600-1128 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2526 (特殊災害) 600-2559 (火災) 600-2526 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360-1361 (総括部統括班) 600-1362 (総括部渉外班) 600-1363 (広報部広報班) 600-1366 (情報部部局班) 600-1364 (情報部方面班) 600-1365 (情報部公共機班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1369 (県警・自衛隊)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510			600-1514、1515		
勤 務 時 間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ		
	NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)			同上		
	防災行政無線	600-5250~5253 (宿日直室)			同上		
	防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上		
e-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp					

県災害対策本部
(本庁)組織の見
直し等のため。
(防災局)

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P113	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) <u>河川工事事務所</u>	伝達要領 2 河川・海岸・貯水池・ため池等、砂防被害 (1) 河川被害 (「伝達系統」中) (削除)	県組織の見直し (総務部)
P115	(4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国:国土交通省 <u>防災部</u>	(4) 砂防施設被害 (「伝達系統」中) 国:国土交通省 <u>砂防部</u>	誤記 (建設部)
P118	5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) <u>TEL (0569)22-9681</u>	5 鉄道施設被害 (「伝達系統」中) 名古屋臨海高速鉄道株式会社(総務課) <u>TEL (052)383-0954</u>	誤記 (防災局)
P121	9 水道施設 (「伝達系統」中) <u>県事務所(保健所)</u>	9 水道施設 (「伝達系統」中) <u>保健所</u>	県組織の見直し (総務部)
P122	10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国土交通省河川局所管の災害」中) <u>河川工事事務所</u> (「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) <u>河川工事事務所</u>	10 公共土木施設被害 (「伝達系統(1) 国土交通省河川局所管の災害」中) (削除) (「伝達系統(3) 国土交通省港湾局、水産庁所管の災害」中) (削除)	県組織の見直し (総務部) 県組織の見直し (総務部)
第4章 避難及び避難所の設置 3 実施内容 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示及び報告通知 ア 市町村長		第4章 避難及び避難所の設置 3 実施内容 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示及び報告通知 ア 市町村長	

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P125	(イ) 報告(法第 60 条第 3 項) (図中) <u>県事務所</u>	(イ) 報告(法第 60 条第 3 項) (図中) <u>県民事務所・山村振興事務所</u>	県組織の見直し (総務部)
P126	エ 警察官 (ウ) 報告・通知等 (図中) <u>県事務所</u>	エ 警察官 (ウ) 報告・通知等 (図中) <u>県民事務所・山村振興事務所</u>	県組織の見直し (総務部)
P127	オ 海上保安官 (イ) 報告・通知等(通知及び報告・法第 61 条第 2 項及び同条第 3 項) (図中) <u>県事務所</u>	オ 海上保安官 (イ) 報告・通知等(通知及び報告・法第 61 条第 2 項及び同条第 3 項) (図中) <u>県民事務所・山村振興事務所</u>	県組織の見直し (総務部)
P132	第 6 章 食品の供給 3 実施内容 (2) 炊き出しその他による食品の給与 ア 市町村は、概ね次のとおり食品を提供する。 (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。 ・第 1 段階 乾パン、ビスケット、 <u>乾燥米飯</u> など ・第 2 段階 パン、おにぎり、弁当など	第 6 章 食品の供給 3 実施内容 (2) 炊き出しその他による食品の給与 ア 市町村は、概ね次のとおり食品を提供する。 (ア) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品(及び飲料水)を供給する。 ・第 1 段階 乾パン、ビスケットなど ・第 2 段階 パン、おにぎり、弁当など	乾燥米飯については、政府倉庫に備蓄してあった在庫がなくなり、今後も備蓄する予定はないため。 (東海農政局)
P138	第 9 章 医療・助産(医療救護) 5 その他 (別表「医療救護班一覧表」中) <u>海部郡医師会</u> <u>稲沢医師会</u> <u>渥美医師会</u>	第 9 章 医療・助産(医療救護) 5 その他 (別表「医療救護班一覧表」中) <u>海部医師会</u> <u>稲沢市医師会</u> <u>田原市医師会</u>	名称変更 (県医師会)

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P143	<p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 被災地域における動物の保護 県は、被災動物を保護及び収容するとともに、<u>危険動物及び犬による危害を防止する。</u> また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p>	<p>第11章 防疫・保健衛生</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) 被災地域における動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、<u>特定動物及び犬による危害を防止する。</u> また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。</p>	<p>地震編との表現の統一、及び、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）改正（H18.6.1）に合わせた用語の変更 (健康福祉部)</p>
P146	<p>第13章 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2)住宅の応急修理及び障害物の除去 <u>直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。</u></p>	<p>第13章 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去</p> <p>3 実施内容</p> <p><u>(2) 住宅の応急修理</u> <u>被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものとする。</u> <u>ア 修理の対象住家</u> <u>住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。</u> <u>イ 修理の範囲</u> <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> <u>ウ 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行規則に定める範囲内とする。</u> <u>エ 修理の期間</u> <u>災害が発生してから1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>オ 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、応急仮設住宅の建設の方法に準じて現物給付をもって実施する。</u> <u>カ 協力要請</u></p>	<p>地震災害対策計画との整合の確保 (建設部)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
		<p><u>県は被災住宅の応急修理にあたっては、<u>社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建設技術研究会</u>に対して協力を要請する。</u></p> <p>キ <u>給付対象者の範囲</u> <u>半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、自らの資力では修理を行うことができない者とする。</u></p> <p>(3) <u>障害物の除去</u> <u>直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。</u></p>	
P146	<p>4 応援協力関係</p> <p>(2) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、<u>社団法人プレハブ建築協会</u>、住宅の応急修理にあたっては、<u>社団法人愛知県建設業協会</u>に協力を要請する。 (略)</p>	<p>4 応援協力関係</p> <p>(2) 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、<u>社団法人プレハブ建築協会、住宅の応急修理にあたっては、社団法人愛知県建設業協会、愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合、愛知県建設技術研究会</u>に協力を要請する。 (略)</p>	<p>4団体(愛知県建設組合連合、全愛知建設労働組合、愛知県建築組合連合会、愛知建設労働組合)と新たに協定締結(H18.3.23) 愛知県建設技術研究会と協定締結(H20.3.25) (建設部)</p>
P159	<p>第19章 輸送</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認及び事前申請制度 停止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は<u>県(県本庁、県事務所、県建設事務所、港務所、河川工事事務所)</u>又は公安委員会...(略)</p>	<p>第19章 輸送</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認及び事前申請制度 停止又は制限を行った場合、災害対策基本法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認は<u>県(県本庁、県民事務所・山村振興事務所、県建設事務所、港務所)</u>又は公安委員会...(略)</p>	<p>県組織の見直し (総務部)</p>
P165	<p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第21章 一般通信施設等</p> <p>3 実施内容</p> <p>(6) (略)</p>	<p>2008年3月31日をもってツアー</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P173	<p>(表の項目「その他」中) au 携帯電話及びツーカー携帯電話の災害伝言板と相互リンクしている。</p> <p>第24章 流木の防止 4 応援協力関係 第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）、港湾管理者、河川管理者、市町村、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。（略）</p>	<p>(表の項目「その他」中) <u>docomo 携帯電話番号以外からは「au 災害用伝言板」「ソフトバンク災害用伝言板」「ウィルコム災害伝言板」のリンクを表示する。</u></p> <p>第24章 流木の防止 4 応援協力関係 第四管区海上保安本部（名古屋海上保安部）、港湾管理者、<u>漁港管理者、</u>河川管理者、市町村、県警察は、流木の除去活動の実施が困難である場合、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要求する。（略）</p>	<p>携帯電話サービスが終了となるため。 (NTT ドコモ)</p> <p>堤防等の管理者として漁港管理者を追加 (建設部)</p>
P179	<p>第25章 海上災害対策 4 実施内容 (8)港湾、漁港管理者の措置 名古屋港管理組合は港湾機能に支障をきたすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部もしくは関係市町村から協力を求められた場合は、<u>曳き船</u>等により積極的に消火活動等に協力する。 (略)</p>	<p>第25章 海上災害対策 4 実施内容 (8)港湾、漁港管理者の措置 名古屋港管理組合は港湾機能に支障をきたすおそれがある場合、又は名古屋海上保安部もしくは関係市町村から協力を求められた場合は、<u>消火活動</u>等に協力する。 (略)</p>	<p>平成20年度に名管所有タグボート金城丸廃止（船）予定 (名港管理組合)</p>
P181	<p>第26章 航空災害対策 3 情報の伝達系統 (1) 中部国際空港 ア 空港内で事故が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 全日本空輸(株) → 中部スカイサポート(株) 	<p>第26章 航空災害対策 3 情報の伝達系統 (1) 中部国際空港 ア 空港内で事故が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 全日本空輸(株) <p>(削除)</p>	<p>連絡先機関の変更に伴うもの (株)中部国際空港)</p>
P182	<p>イ 空港周辺で航空機事故が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 全日本空輸(株) → 中部スカイサポート(株) 	<p>イ 空港周辺で航空機事故が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> → 全日本空輸(株) <p>(削除)</p>	<p>連絡先機関の変更に伴うもの (株)中部国際空港)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P183	<p>(2) 愛知県名古屋飛行場</p> <p>ア 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <p>→ 航空機運航者 } → 国土交通省大阪航空局中部空港事務所 → 陸上自衛隊第10師団 → 愛知県防災局防災課 ←</p> <p>イ 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> <p>→ 航空機運航者 } → 国土交通省大阪航空局中部空港事務所 → 愛知県防災局防災課 ←</p>	<p>(2) 愛知県名古屋飛行場</p> <p>ア 飛行場内で航空機事故が発生した場合</p> <p>→ 航空機運航者 } → 国土交通省大阪航空局 → 国土交通省大阪航空局中部空港事務所 → 陸上自衛隊第10師団 → 小牧市民病院 → 豊山町、春日井市、小牧市、名古屋市、江南市、 岩倉市、犬山市、北名古屋市、大口町 → 愛知県防災局 ←</p> <p>イ 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> <p>→ 航空機運航者 } → 国土交通省大阪航空局 → 国土交通省大阪航空局中部空港事務所 → 愛知県防災局 ←</p>	<p>通報先の追加及び 語句の修正 (地域振興部)</p>
P184	<p>ウ 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 (図中) 県尾張事務所 (注)3 災害地消防機関又は災害地以外の消防協定機関が名古屋市消防局 の場合は、<u>県事務所</u>への伝達は要しない。</p>	<p>ウ 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 (図中) 県尾張<u>県民事務所</u> (注)3 災害地消防機関又は災害地以外の消防協定機関が名古屋市消防局 の場合は、<u>県民事務所</u>への伝達は要しない。</p>	<p>県組織の見直し (総務部)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P185	(3) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合 (図中) <u>所管県事務所</u>	(3) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合 (図中) <u>所管県民事務所・山村振興事務所</u>	県組織の見直し (総務部)
P186	イ 自衛隊機の場合 (図中) <u>所管県事務所</u> (注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、 <u>県事務所</u> への伝達は要しない。	イ 自衛隊機の場合 (図中) <u>所管県民事務所・山村振興事務所</u> (注) 災害地消防機関が名古屋市消防局の場合は、 <u>県民事務所</u> への伝達は要しない。	県組織の見直し (総務部)
第27章 鉄道災害対策 4 実施内容		第27章 鉄道災害対策 4 実施内容	
P192	(3) 県の措置 ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。 (資料) ・ <u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u> ・・・(附属資料第15 32)	(3) 県の措置 ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。 (資料) ・ <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> ・・・(附属資料第15 32)	「愛知県防災ヘリコプター応援協定」を平成19年7月31日をもって廃止し、「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を平成19年8月1日から適用しているため (県防災局)
P193	第28章 道路災害対策 4 実施内容 (3) 県の措置 オ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	第28章 道路災害対策 4 実施内容 (3) 県の措置 オ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	
P195	オ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	オ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「 <u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u> 」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。	

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P196	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p> <p>第33章 大規模な火事災害対策 4 実施内容 (2) 県の措置</p>	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p> <p>第33章 大規模な火事災害対策 4 実施内容 (2) 県の措置</p>	
P212	<p>ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「<u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</p>	<p>ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</p>	
P213	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p> <p>第34章 林野火災対策 4 実施内容 (2) 県の措置</p>	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p> <p>第34章 林野火災対策 4 実施内容 (2) 県の措置</p>	
P215	<p>ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「<u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</p>	<p>ウ 防災航空隊は、自ら又は市町村等から「<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>」に基づく防災ヘリコプターの出動要請があったときは、防災ヘリコプターを出動させ、救急救助活動、消防活動等の応急対策活動を実施する。</p>	
P216	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター応援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p>	<p>(資料) ・<u>愛知県防災ヘリコプター支援協定</u>・・・・・・・・(附属資料第15-32)</p>	<p>「愛知県防災ヘリコプター応援協定」を平成19年7月31日をもって廃止し、「愛知県防災ヘリコプター支援協定」を平成19年8月1日から適用しているため (県防災局)</p>

風水害等災害対策計画

現 行	改 正 案	
<p>P223 第38章 金融対策</p> <p>1 方針 東海財務局、日本郵政公社東海支社、日本銀行名古屋支店及び県は、<u>災害発生の際は、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、…（略）</u></p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 (略)</p> <p>ア <u>金融機関への措置</u> (ア)(略) (イ) <u>預貯金の払戻及び中途解約に関する措置</u></p> <p>a <u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</u></p> <p>b <u>事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。</u></p> <p>(ウ) <u>手形交換、休日営業等に関する措置</u> (略)また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において<u>預金</u>の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置。</p> <p>(エ)(略)</p>	<p>第38章 金融対策</p> <p>1 方針 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、…（略）</u></p> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 東海財務局、日本銀行名古屋支店及び県 (略)</p> <p>ア <u>預金取扱金融機関（ゆうちょ銀行は除く）への措置</u> (ア)(略) (イ) <u>預貯金の払戻及び中途解約に関する措置</u></p> <p>a <u>預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図ること。</u></p> <p>b <u>事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。</u></p> <p>(ウ) <u>手形交換、休日営業等に関する措置</u> (略)また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において<u>預貯金</u>の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置。</p> <p>(エ)(略)</p> <p>イ <u>ゆうちょ銀行への措置</u> (ア) <u>預金の払戻及び中途解約に関する措置</u></p> <p>a <u>預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預金者については、罹災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預金払戻の利便を図ること。</u></p> <p>b <u>事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置。</u></p>	<p>ゆうちょ銀行発足に伴う修正 (東海財務局)</p> <p>ゆうちょ銀行発足に伴う新設 (東海財務局)</p>

風水害等災害対策計画

現 行	改 正 案	
<p>イ 保険会社への措置 (ア)保険証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置</p> <p>(イ) <u>生命保険金又は損害保険金の支払い</u>については、できる限り迅速に行うよう配慮し、<u>生命保険料又は損害保険料の払込</u>については、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置。</p> <p>(ウ)窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</p> <p>ウ 証券会社への措置 (略)</p> <p>P224 (2) <u>日本郵政公社東海支社</u> <u>災害時、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。</u></p>	<p><u>(イ) 休日営業等に関する措置</u> <u>災害時における休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。</u></p> <p><u>(ウ) 営業停止等における対応に関する措置</u> <u>窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>ウ 保険会社（含む火災共済協同組合）への措置 (ア)保険金等の支払いに係る便宜措置 保健証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置</p> <p>(イ) <u>保険金（共済金）の支払い及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置</u> <u>保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置。</u></p> <p>(ウ) <u>営業停止等における対応に関する措置</u> <u>保険会社（含む火災共済共同組合）において窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。</u></p> <p>エ 証券会社等への措置 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>「災害特別事務 取扱い」は、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険における決定事項 (郵便事業株) (郵便局株)</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
	<p>なお、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、災害特別事務取扱いを行う。</p>		
P225	<p>第39章 広域応援活動 3 実施内容 (1) 県 ウ 市町村に対する応援 (ア) (略) (イ) (略)</p>	<p>第39章 広域応援活動 3 実施内容 (1) 県 ウ 市町村に対する応援 (ア) (略) (イ) (略) <u>(ウ) 知事は、被害状況の現地調査や災害応急対策活動を支援するため、県職員を派遣する。</u></p>	<p>防災体制の見直し・強化で、方面本部体制を導入し現場即応体制と市町村支援体制の強化を図る。 (防災局)</p>
P230	<p>第41章 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣 (2) 災害派遣部隊等の活動範囲 コ 救助物資の無償貸付又は譲与 「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。</p>	<p>第41章 自衛隊の災害派遣 4 災害派遣 (2) 災害派遣部隊等の活動範囲 コ 救助物資の無償貸付又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救助物資を無償貸付し、又は譲与する。</p>	<p>防衛省への移行による法令の改正 (H19.1.4) (航空自衛隊)</p>
P233	<p>5 災害派遣要請等手続 (3) 災害派遣要請等手続系統 (図中) 県事務所長</p>	<p>5 災害派遣要請等手続 (3) 災害派遣要請等手続系統 (図中) 県民事務所・山村振興事務所長</p>	<p>県組織の見直し (総務部)</p>
P240	<p>第42章 防災ヘリコプターの活用 (資料) ・愛知県防災ヘリコプター応援協定・・・(附属資料第15 32)</p>	<p>第42章 防災ヘリコプターの活用 (資料) ・愛知県防災ヘリコプター支援協定・・・(附属資料第15 32)</p>	<p>「愛知県防災ヘリコプター応援協定」を平成19年7月31日をもって廃止し、「愛知県防</p>

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
P244	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 4 更生資金 (2) 被災者生活再建支援金 <u>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、自立した生活の開始を支援するため、通常必要となる物品の購入費及び家賃等居住安定にかかる経費などを支給する。収入額が500万円以下の世帯には300万円以内、500万円超800万円以下で世帯主の年齢が60歳以上の世帯（収入額が500万円超700万円以下で世帯主の年齢が45歳以上60歳未満の世帯を含む。）及び要援護世帯には150万円以内の支援金を支給する。</u> 実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。 <u>（支給の限度額300万円の内訳 生活関係経費100万円、居住関係経費200万円）</u> <u>（大規模半壊世帯の限度額は居住関係経費のみ 100万円）</u></p>	<p>第4編 災害復旧計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 4 更生資金 (2) 被災者生活再建支援金 <u>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</u></p>	<p>災ヘリコプター支援協定」を平成19年8月1日から適用しているため （防災局）</p>
P246	<p>第6節 金融対策 (2) 住宅金融公庫名古屋支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。 また、住宅金融公庫融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>	<p>第6節 金融対策 (2) 住宅金融支援機構東海支店は、県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応ずるため、住宅相談所を設置し、復興に資する情報を提供する。 また、住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。 (削除)</p>	<p>被災者生活再建支援法の平成19年11月16日改正 (防災局)</p> <p>組織変更(平成19年4月1日)による。 (建設部)</p>

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

第1節 基本方針

知事及び市町村長は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部をできる限り速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

また、各防災関係機関は地震災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

第2節 対策

1 県災害対策本部の設置

県の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたときは、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例の規定により県災害対策本部を設置する。

(1) 県災害対策本部の設置

ア 設置・廃止基準

本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

設置区分	設置基準
気象予警報等による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県下に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表されたとき。 （大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境川はん濫警戒情報、逢妻川はん濫警戒情報、「愛知県外海大津波」又は「伊勢・三河湾大津波」の津波警報）
知事が必要と認めた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき。
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき。

イ 設置場所

本部（本部室）は、県本庁舎6階に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター3階の会議室（災害対策本部予備室）を充てる。

(2) 本部の組織・運営

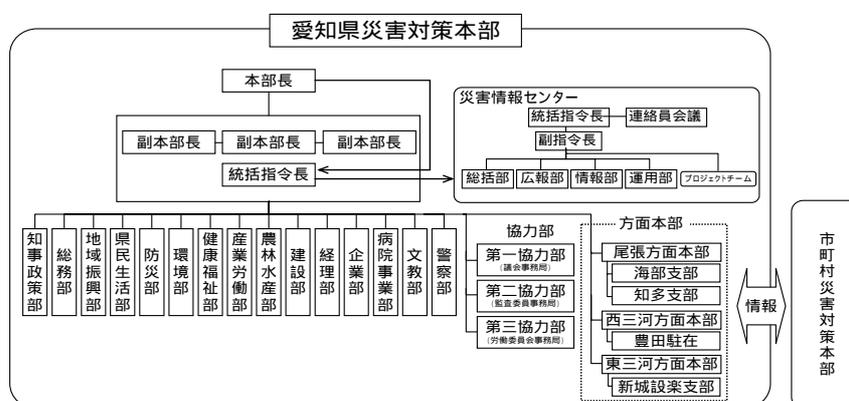
ア 本部の組織

本部の組織及び運営は、災害対策基本法及び愛知県災害対策本部条例に定めるところによることとする。

また、本部活動を展開する中核施設として、災害情報センターを設置するとともに、県の各部局は、それぞれ県災害対策本部の組織として、災害情報の収集及び伝達、応急措置、被災者の救難、救助等災害の発生防御又は拡大の防止のための各種措置を図る。

さらに、大規模災害時の現地即応体制の強化と市町村に対する県の支援体制の強化を図るため、県民事務所に方面本部を設置する。

なお、必要に応じて、自衛隊、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。



イ 本部長

本部長は知事とする。本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

ウ 副本部長

副本部長は副知事及び防災局長とする。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

本部長の職務を代理する副本部長の順序は、別に定める順位による。

エ 統括指令長

災害対策本部に統括指令長を置き、防災局長がその職に就く。統括指令長は、本部長の命を受け、各部を統括するほか、次に掲げる事務を行う。

- ・被害情報・活動状況等の収集伝達及び通信連絡の総括並びに広報に関すること
- ・本部の職員の動員に関すること
- ・本部における通信施設の保全に関すること
- ・国、自衛隊及び防災関係機関との連絡に関すること
- ・県災害対策本部の運営及び本部員室の庶務に関すること

オ 本部員

本部員は、本部長の命を受け、県災害対策本部の事務に従事する。

本部員の構成は次のとおりとする。

教育長・警察本部長・知事政策局長・総務部長・人事担当局長・地域振興部長・県民生活部長・防災局次長・環境部長・健康福祉部長・健康担当局長・産業労働部長・労政担当局長・農林水産部長・農林基盤担当局長・建設部長・建築担当局長・出納事務局長・企業庁長・病院事業庁長

カ 災害対策本部要員

災害対策基本法第 23 条第 3 項に定めるその他の職員をいい、愛知県職員定数条例（昭和 24 年愛知県条例第 31 号）第 1 条に規定する職員をもって充てる。

災害対策本部要員となる職員については、自らが所属する災害時の部の業務を平素から理解するとともに、原則として、訓練や研修等に参加しなければならない。

2 災害情報センターの立ち上げ

本部の活動を掌理するとともに、各部、現地本部、方面本部、防災関係機関等との連絡・調整を円滑に行い、災害対策活動を強力に推進するため、本部に災害情報センターを置く。

災害情報センターの場所は、県本庁舎 6 階の災害情報センター室に設置する。

なお、県本庁舎が被災した場合には、愛知県自治センター地下 2 階の会議室（災害情報センター予備室）を充てる。

3 本部員会議の開催

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。

本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

本部員会議の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。

なお、協議事項は次のとおりとする。

- (1) 県内市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- (2) 本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (4) 公用令書による公用負担に関する事項
- (5) その他災害対策上重要な事項

4 庁舎機能の確保

庁舎管理者は、庁舎機能の被災状況について、特に次の事項を最優先に確認し、災害情報センターに報告する。また、庁舎管理者は庁舎機能について迅速に復旧見込みを出すとともに、代替施設・設備、燃料・食料等を確保するとともに、ライフライン機関等必要な団体へ協力を要請する。

（最優先に確認すべき事項）

- (ア) 庁舎における電気、水道、ガスの稼働状況

- (イ) 非常用電源設備の稼働状況、及び、燃料確保状況
- (ウ) 通信施設の稼働状況
- (I) 被災後3日分の職員の食料・水の確保見込み
- (オ) 暖房・冷房施設の稼働状況

第3節 災害対策本部職員の動員

知事は、以下の基準によりあらかじめ県職員の非常配備体制を定め、迅速な動員を図る。

全職員が参集対象となる第3非常配備においては、原則、勤務公所へ参集し、本庁及び方面本部のセンター要員は、災害情報センター又は方面本部災害情報センターに参集する。

なお、参集状況については逐次記録するものとする。

(非常配備体制)

区分	参集基準
第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあり、災害の規模・態様等の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき ・震度4の地震が発生したとき、又は小規模の災害が発生したとき
第2非常配備	<p>準備体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき <p>警戒体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき ・震度5弱の地震が発生したとき
第3非常配備	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき ・震度5強以上の地震が発生したとき

第4節 市町村及び防災関係機関の活動体制の整備

1 市町村災害対策本部の設置

市町村は、当該市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行するものとする。

(4) 勤務時間外における体制の整備

市町村長は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

2 防災関係機関の活動体制の整備

(1) 組織及び活動体制

防災関係機関は、災害発生時においてその所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関が実施する災害応急対策が円滑・的確に行われるよう、相互の緊密な協力体制を整えておくものとする。

(2) 勤務時間外における体制の整備

防災関係機関は、休日及び夜間の勤務時間外における災害発生に備えた情報連絡体制をあらかじめ整えておくものとする。

第5節 関係機関等の相互協力

1 職員の派遣

(1) 職員派遣の要請

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合には、知事は指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長は指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 職員派遣のあっせん

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合は、それぞれ内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせんを求めることができる。

また、知事又は市町村長は、内閣総理大臣又は知事に対し地方自治法による職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

2 応援の要求

市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。

また、市町村長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要求することができる。